

初診および再診時にかかる 「特別料金」のお知らせ

一般病床200床以上の地域医療支援病院を紹介状なしで受診する場合に、診療費とは別に「初診時の特別料金」の徴収が義務付けられています。

(整骨院、接骨院、鍼灸院、海外からの医療機関からの紹介も紹介状なしの受診と同様の対応となります)

当院における徴収金額は以下のとおりとなりますのでお知らせいたします。

特別料金の種類	対象	料金	
初診時の特別料金	・紹介状を持参せず受診された方 ・同一病名・同一症状であっても初診とみなされる場合	医科	7,700円
		歯科	5,500円
再診時の特別料金	症状が安定し他の医療機関等へ紹介を受けた後に、自身の希望により他の医療機関からの紹介によらずに受診された方	医科	3,300円
		歯科	2,090円

<初診時の特別料金を徴収しない方>

- ①自施設の他の診療科から院内紹介されて受診する方
- ②医科と歯科との間で院内紹介された方
- ③特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた方
- ④救急医療事業、周産期事業等における休日夜間受診された方
- ⑤外来受診から継続して入院した方
- ⑥地域に他に当該診療科を標榜する保険医療機関がなく、当該保険医療機関が外来診療を実質的に担っているような診療科を受診する方
(小児発達外来・遺伝診療科)
- ⑦治験協力者である方
- ⑧災害により被害を受けた方
- ⑨労働災害、公務災害、交通事故、自費診療により受診される方
- ⑩公費負担医療を受給されている方
※こども医療、ひとり親医療の受給者は徴収対象となります。
- ⑪その他、当院を直接受診する必要を特に認めた方

<再診時の特別料金を徴収しない方>

- ①救急医療事業、周産期事業等における休日夜間受診された方
- ②外来受診から継続して入院した方
- ③災害により被害を受けた方
- ④労働災害、公務災害、交通事故、自費診療により受診される方
- ⑤公費負担医療を受給されている方
※こども医療、ひとり親医療の受給者は徴収対象となります。
- ⑥その他、当院を直接受診する必要を特に認めた方